



高齢者



1. 医療の給付 2. 生きがいのある高齢期 3. 高齢者のための在宅生活援助 4. 認知症施策 5. 老人ホーム 6. 介護保険
7. いきいき支援センター(地域包括支援センター) 8. 名古屋市はち丸在宅支援センター(在宅医療・介護連携支援センター/在宅医療支援センター)

1. 医療の給付



区役所保険年金課

(支所管内は支所区民福祉課)

★後期高齢者医療

75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障害のある方を対象に高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療給付を行っています。

・資格確認書またはマイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード) 病院等の窓口でお見せください。なお受診時には所得に応じて1割から3割の自己負担金が必要です。

※令和6年12月2日以降は保険証の新規発行が終了しているため、最新の情報は名古屋市公式ウェブサイト「後期高齢者医療制度」のページをご確認ください。

・保険料

所得に応じて負担していただく所得割額と被保険者の方一人一人にかかる均等割額の合計です。保険料は、年金から天引き又は口座振替・納付書によって納めていただきます。

・制度運営

保険料の決定などの制度運営は愛知県後期高齢者医療広域連合が行い、名古屋市は保険料の徴収と各種申請の受付などの窓口業務を行います。

★福祉給付金

後期高齢者医療の被保険者または70歳以上の方のうち、なたきり・中度以上の認知症の方や一定の条件に該当する障害のある方に対し、医療費の助成を行っています。

助成対象者には、「福祉給付金資格者証」をお渡ししますので、病院などの窓口で保険証・資格確認書またはマイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)と一緒にお見せください。保険診療の自己負担額を助成します。(所得制限あり)

2. 生きがいのある高齢期

★敬老優待カード(敬老手帳)



区役所福祉課(社会福祉事務所)

(支所管内は支所区民福祉課(社会福祉事務所支所))

65歳以上の方へ東山動植物園や名古屋城などに割引等で入場できる「敬老優待カード(敬老手帳)」を交付しています。

★敬老パス



敬老パスコールセンター ☎052-766-5500

65歳以上の方へ、以下の対象交通機関を無料で利用できる「敬老パス」を交付しています。

※敬老パスの交付にあたっては負担金の納付が必要です。また、有効期間(1年間)内の利用上限回数は730回です。

対象交通機関 地下鉄、市バス、メーグル(なごや観光ルートバス)、ゆとりーとライン、あおなみ線、名鉄・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間(※)、名鉄バス・三重交通の路線バスの原則市内運行区間(※)

※敬老パスにチャージした現金で利用いただき、運賃相当額を後日支給します。

受付時間 月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時15分

★なごやかクラブ名古屋(老人クラブ)



区役所福祉課

おおむね60歳以上の方で、なごやかクラブ名古屋に加入を希望される方は、地域の老人クラブへお申し込みください。

★福祉会館(老人福祉センター)



各福祉会館



次表のとおり

60歳以上の方を対象に、各種の相談・趣味講座などを実施しています。

利用料は無料ですが、各区の福祉会館で「利用証」の交付を受けてください。

区名	名称	TEL	FAX
千種区	都福祉会館	711-1483	711-9657
東区	高岳福祉会館	931-8174	935-1025
北区	上飯田福祉会館	914-0831	912-1308
西区	天神山福祉会館	531-0023	521-3369
中村区	名楽福祉会館	481-8588	461-5667
中区	前津福祉会館	262-1869	242-5761
昭和区	昭和福祉会館	881-0600	881-0601
瑞穂区	瑞穂福祉会館	841-3113	841-1348
熱田区	熱田福祉会館	659-6306	651-7251
中川区	中川福祉会館	351-9121	352-9406
港区	港福祉会館	382-7009	381-2285
南区	笠寺福祉会館	811-1282	822-1121
守山区	守山福祉会館	793-6330	792-6094
緑区	緑福祉会館	624-3131	624-4485
名東区	名東福祉会館	703-9282	704-8144
天白区	天白福祉会館	802-2351	806-3327

★鯉城学園



鯉城学園

☎222-7521

FAX 222-7523

60歳以上の方に、生きがいとしての学習の機会を提供するとともに、地域活動を推進する人材を養成するために設置しています。

専攻は健康と福祉、暮らし、国際、歴史と文化、音楽、美術、園芸、陶芸があります(2年制)。

所在地 中区栄一丁目23-13(伏見ライフプラザ内)

交通案内 地下鉄「伏見」

★楽陶館



楽陶館

☎701-7211

FAX 715-7227

鯉城学園陶芸専攻の実習施設として授業やクラブ活動に使用するほか、市民を対象に陶芸教室を開催しています。

所在地 名東区社が丘三丁目1206

交通案内 市バス「楽陶館」

★福祉スポーツセンター



福祉スポーツセンター

☎835-3881

FAX 835-4094

・高齢者スポーツ教室

60歳以上の健康な方を対象に、①健康体操 ②太極拳 ③ソフトエアロビクス ④軽スポーツ教室を実施しています。

・シルバーフィットネス

60歳以上の健康な方を対象に、高齢者の体にあった効果的な運動などを指導します。

所在地 瑞穂区弥富町字密柑山1-2

交通案内 地下鉄「総合リハビリセンター」

★高齢者就業支援センター



高齢者就業支援センター

☎842-4691

FAX 842-4894

就業に関しての相談や、情報提供・技能講習等を実施し、高齢者の就業を通じた社会参加を支援しています。

関係機関としてシルバー人材センター(☎842-4688)、シニアサポートセンター(ハローワーク名古屋東)(☎846-6730)が併設されています。

所在地 昭和区御器所通3-12-1

(御器所ステーションビル内)

交通案内 地下鉄「御器所」



「名古屋おしえてダイヤル」

052-953-7584

Qはいつでもみんな なごやし

朝8時～夜9時

年中無休

※おかけ間違いのないようにお願いします。



★シルバー人材センター

☎ シルバー人材センター ☎842-4688 FAX 842-4894

経験と能力を活かし、働くことを通して生きがいのある生活を送っていただくため、公益社団法人名古屋市シルバー人材センターが設立され、その支部が市内4か所に設置されています。
会員資格 原則 60 歳以上の方
仕事 一般家庭、事業所からの高齢者に適した臨時的、短期的な仕事

★シニアサポートセンター (ハローワーク名古屋東)

☎ シニアサポートセンター ☎846-6730

ハローワーク名古屋東の職員が常駐し、職業相談や紹介、求人情報提供を行います。
 また、応募書類の作成アドバイスや面接対策のアドバイスも行います。
対象 おおむね 55 歳以上で、就職を希望する方

★なごや福祉用具プラザ

☎ なごや福祉用具プラザ ☎851-0051 FAX 851-0056

福祉用具の活用や住宅改修に関するご相談をお受けし、自立した生活を継続するためのヒントや、介護負担を軽減するための講座を行っています。利用料無料。

交通案内 地下鉄「御器所」

利用日 月曜日、祝休日、年末年始を除く午前 10 時～午後 6 時

3. 高齢者のための在宅生活援助

☎ 区役所福祉課 (社会福祉事務所)
 (支所管内は支所区民福祉課 (社会福祉事務所支所))

*介護保険による介護サービス等は除きます。(P33 参照)

★高齢者排せつケアコールセンター

排尿・排便などの排せつにお困りの高齢者やそのご家族のための電話相談窓口です。看護師等の専門職が排せつに関するお困りごとの相談に応じます。匿名で相談ができます。

電話番号 052-746-1180

受付時間 火曜日から日曜日 (年末年始、祝休日を除く)
 午前 10 時から午後 6 時まで

相談費用 無料 (ただし、通話料はご負担いただきます)

★緊急通報事業 (あんしん電話の貸与)

在宅生活において体調急変時に、ボタンを押すと登録された緊急通報先へ通報され、必要に応じて救急車などがご自宅へ駆けつける、あんしん電話機やペンダントを貸出しています。また、看護師などが常駐するコールセンターへ 24 時間いつでも相談いただけます。
対象者：市内在住の 65 歳以上で心臓病・高血圧などの慢性疾患等があるひとり暮らしの方等 (所得によっては自己負担あり)

★福祉電話の貸与

65 歳以上のひとり暮らしの方で、電話がなく環境的に孤独な生活をしている方へ、福祉電話を貸与し、週に 2 回電話訪問による各種相談を行っております。(所得制限あり)

6. 介護保険

★制度のあらまし

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
被保険者となる方は	● 65 歳以上の方	● 40 歳～64 歳の医療保険に加入している方
保険証は	● すべての方にお渡しします。	● 要介護認定等の申請をした方及び保険証の交付申請をした方にお渡しします。
介護サービス等を利用できる方は	● 介護や支援が必要と認定された方 (病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービス・介護予防サービスの対象となります。) ● 「基本チェックリスト」により事業対象者と判定された方	● 脳血管疾患や関節リウマチなど加齢に伴う 16 種類の病気により、介護や支援が必要と認定された方
保険料は	● 所得などに応じて決定します。 ● 年金からの差し引きまたは口座振替 (自動払込) などで納めていただきます。	● 加入している医療保険者が所得などに応じて決定します。 ● 医療保険料と合わせて納めていただきます。

転入前の市町村で介護サービス・介護予防サービスを利用していた方は、転入した日から 14 日以内に、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へ要介護認定等の申請の手続きにお越しく下さい。

★在宅高齢者訪問理美容サービス事業

外出により理美容サービスを利用することが困難な在宅で暮らす高齢者 (要介護 3 ※～5) が自己負担 2,000 円で訪問理美容サービスを受けることができます。※一定の要件あり
 事前申請が必要です。

★日常生活用具の給付

65 歳以上で、一定の要件を満たす方に、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付しています。

★生活援助軽サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に、臨時的で軽易な日常生活上の援助 (家屋内の整理整頓など) を行います。

★在宅要介護高齢者等寝具貸与事業

介護保険の要介護認定の結果、要介護 4 又は 5 と認定された市町村民税非課税世帯の在宅の方に、寝具 (布団・パジャマ・シーツ等) を貸与し、パジャマ・シーツ等は定期的に交換を行っています。

4. 認知症施策

★もの忘れ検診

☎ 名古屋おしえてダイヤル ☎953-7584

認知症を早期に発見して適切な治療につなげることや、予防のきっかけとすることを目的とした「もの忘れ検診」を実施しています。

対象者 認知症の診断を受けていない 65 歳以上の市民
 ※当該年度中に 65 歳になられる方を含みます。

場所 市内協力医療機関

内容 問診形式による認知機能検査

費用 無料

★なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業

☎ 名古屋認知症相談支援センター ☎734-7099 FAX 734-7199

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人が起こした事故に関する損害賠償等を補償する「なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業」を実施しています。事業を利用するには事前申請が必要です。申請書類は市内のいきいき支援センター、区役所福祉課、支所区民福祉課、区保健センターに配架しています。

対象者 名古屋市民であり、認知症の診断を受けている人

申込み 申請書および診断書 (原本) を同封して名古屋市認知症相談支援センター (〒460-0027 名古屋市昭和区阿由通 3-19 昭和区役所 6 階) へ郵送してください。

保険料 無料 (診断書料は自己負担です)

5. 老人ホーム

さまざまな事情により、家庭で生活できない高齢者のお世話をする施設として老人ホームがあります。

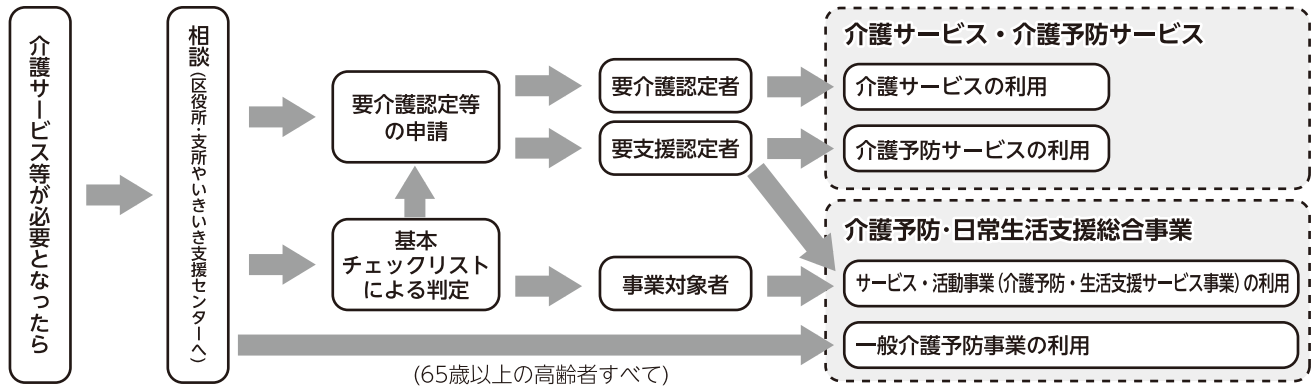
老人ホームには、日常生活が自分でできる方を対象とした「軽費老人ホーム」、家庭環境の理由と経済的な理由により、家庭において養護を受けることが困難な方を対象とした「養護老人ホーム」、常時介護が必要で家庭での介護が困難な方を対象とした「特別養護老人ホーム」があります。

☎ 区役所福祉課 (社会福祉事務所) または支所区民福祉課 (社会福祉事務所支所)

介護保険は、介護について社会全体で支えあう社会保険制度です。



・サービス利用の流れ



★介護サービス・介護予防サービスを利用するには

要介護認定等の申請を行い、介護や支援が必要と認定を受ける必要があります。

①要介護認定等の申請

新規申請・区分変更申請※：お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請してください。

更新申請※：名古屋市介護認定事務センターへ郵送にて申請してください。

※オンラインでも申請可能です。

②要介護認定等

認定調査と主治医の意見書をもとに、一次判定、審査判定(二次判定)の流れで行われ、必要な介護の量によって認定します。なお、非該当と認定された方でも、「基本チェックリスト」により事業対象者として判定された方は、サービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用することができます。

③介護サービス計画の作成依頼の届出

要介護の認定を受けた方は、居宅介護支援事業者、本人や家族の希望に応じた介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼してください(居宅介護支援事業者の名簿などは区役所福祉課または支所区民福祉課にありますのでお問い合わせください)。また、要支援の認定を受けた方は、いきいき支援センター(地域包括支援センター)または介護予防支援事業者に介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼してください。計画を作成する事業者が決まったらその旨をお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にお届けください。※オンラインでも届出可能です。

★利用できる介護サービス・介護予防サービス

要介護・要支援の認定を受けた方は次のサービスの中から選択して利用できます。なお、※のついたサービスは要介護の方のみが対象です。

・在宅系サービス

- 訪問介護※ ●夜間対応型訪問介護※ ●訪問入浴介護
- 訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●福祉用具の貸与
- 通所介護※ ●地域密着型通所介護※
- 認知症対応型通所介護

- 通所リハビリテーション ●短期入所生活介護
- 短期入所療養介護 ●小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護※
- 看護小規模多機能型居宅介護※
- 特定福祉用具の購入費の支給 ●住宅改修費の支給
- 居宅療養管理指導 ●生活援助型配食サービス※

・施設・居住系サービス

- 介護老人福祉施設※(原則要介護3以上の方が対象)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※(原則要介護3以上の方が対象)
- 介護老人保健施設※ ●介護医療院※
- 認知症対応型共同生活介護(要支援1の方は対象となりません。)
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護※

★サービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用するには

65歳以上の方で「基本チェックリスト」により事業対象者と判定を受ける必要があります。要支援と認定された方も利用できます。

①相談

お住まいの地域のいきいき支援センター(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課に相談してください。

②基本チェックリストによる判定

基本チェックリスト(日常生活の状況や心身の状態を確認する25の質問等)で事業対象者かどうか判定します。

③介護予防ケアマネジメント依頼の届出

いきいき支援センター(地域包括支援センター)に、ケアプランの作成を依頼してください。その旨をお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課にお届けください。

★利用できるサービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)

・訪問サービス

- 予防専門型訪問サービス ●生活支援型訪問サービス
- 地域支えあい型訪問サービス ●短期集中予防型訪問サービス

・通所サービス

- 予防専門型通所サービス ●ミニデイ型通所サービス
- 運動型通所サービス

・生活支援サービス

- 自立支援型配食サービス

★介護サービス等を利用したときの自己負担

介護サービス・介護予防サービスやサービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用した場合、利用者は原則としてかかった費用の1割～3割をご負担いただきます。また、施設サービスなどを利用した場合には、費用の1割～3割の他に食費、居住費などをご負担いただきます。

自己負担額が一定限度を超えた場合には、超えた分を高額介護サービス費として払い戻します。所得が低い方は、負担が重くなりすぎないように低い限度を設定しています。

また、高額介護サービス費に加え、各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(毎年8月から翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じて設定された自己負担限度額を超えた場合、その差額を高額医療合算介護サービス費として支給します。

★一般介護予防事業を利用するには

健康福祉局高齢福祉課 ☎972-2540
いきいき支援センター(地域包括支援センター)
区の保健センター

65歳以上のすべての方が利用できます。

★利用できる一般介護予防事業

- いきいき教室 ●高齢者はつらつ長寿推進事業
- 福祉会館認知症予防事業 ●高齢者サロン
- なごや健康カレッジ

★市外から転入された65歳以上の方の介護保険料

保険料の額は、所得などに応じて決定します。納付していただく金額については、転入の届出をされた月の翌月にお知らせします。保険料は、口座振替(自動払込)または納付書により納めていただくこととなります。(普通徴収)

なお、老齢・退職・遺族・障害年金のうち、いずれか一つでも



年額18万円以上受給しており、年金保険者から本市に連絡があった方は、年金からの差し引き(特別徴収)となります。

★保険料の納付の猶予または減免、利用者負担の減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、保険料や利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により保険料の納付が猶予または保険料及び利用者負担が減免される場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課までお問い合わせください。

★いきいき支援センター(地域包括支援センター)

要支援の認定を受けた方や要介護・要支援状態になるおそれのある方は、いきいき支援センターで状況を確認のうえ、ご本人に合った計画に基づき、介護予防事業への参加などについてご提案します。

その他、認知症の高齢者を介護しているご家族の方を対象に家族教室や医師による専門相談も実施しています。詳しくはお住まいの地域を担当するセンターにご相談ください。

NAGOYA かいごネット

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

7. いきいき支援センター(地域包括支援センター)

市外局番052

区	名称	所在地	電話	FAX	担当地域(小学校区名)
千種	千種区東部いきいき支援センター 分室	千種区桜が丘 11-1 ソフィアビル 1 階 千種区宮根台一丁目 4-24 山内ビル 1 階	781-8343 726-8944	781-8346 726-8966	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	千種区西部いきいき支援センター	千種区西崎町 2 丁目 4-1 千種区在宅サービスセンター内	763-1530	763-1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東	東区いきいき支援センター 分室	東区泉二丁目 28-5 東区在宅サービスセンター内 東区矢田四丁目 5-11 レジデンスアロー 1 階	932-8236 711-6333	932-9311 711-6313	区内全域
	北区東部いきいき支援センター	北区平安二丁目 1-10 第 5 水光ビル 2 階	991-5432	991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
北	北区西部いきいき支援センター 分室	北区清水四丁目 17-1 北区在宅サービスセンター内 北区中味鏡三丁目 414	915-7545 902-7232	915-2641 902-7233	味鏡、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鏡、如意
	西区北部いきいき支援センター	西区市場木町 157 パークサイドなかしま 1 階	505-8343	505-8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
西	西区南部いきいき支援センター 分室	西区花の木二丁目 18-1 西区在宅サービスセンター内 西区菊井町二丁目 2-3 アーパネス菊井ビル 2 階	532-9079 562-5775	532-9020 562-5776	稻生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
	中村区北部いきいき支援センター 分室	中村区名楽町 4 丁目 7-18 中村区在宅サービスセンター内 中村区稲葉地本通 1 丁目 3 魚住稲葉地ビル西号室	486-2133 412-3030	486-2140 412-3110	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
中村	中村区南部いきいき支援センター	中村区豊国通 1 丁目 14	483-6866	483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
	中区いきいき支援センター 分室	中区上前津二丁目 12-23 中区在宅サービスセンター内 中区栄四丁目 1-8 中区役所地下 2 階	331-9674 262-2265	331-6001 262-2275	区内全域
昭和	昭和区東部いきいき支援センター	昭和区滝川町 33 いりなかスクエア 3 階	861-9335	861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部いきいき支援センター 分室	昭和区御器所三丁目 18-1 昭和区在宅サービスセンター内 昭和区阿由知通 4 丁目 7 グローバル御器所 2C	884-5513 852-3355	883-2231 852-3344	御器所、松米、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂	瑞穂区東部いきいき支援センター 分室	瑞穂区佐渡町 3 丁目 18 瑞穂区在宅サービスセンター内 瑞穂区洲山町二丁目 21 啓徳名古屋南ビル 1 階	858-4008 851-0400	842-8122 851-0410	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	瑞穂区西部いきいき支援センター	瑞穂区堀田通 1 丁目 18 シティアーク 1 階	872-1705	872-1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御剣
熱田	熱田区いきいき支援センター 分室	熱田区神宮三丁目 1-15 熱田区在宅サービスセンター内 熱田区大宝三丁目 6-26 シャンボール日比野 1 階	671-3195 682-2522	671-1155 682-2505	区内全域
	中川区東部いきいき支援センター	中川区八幡本通 2 丁目 27 コーポ中野 1 階	354-8343	354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
中川	中川区西部いきいき支援センター 分室	中川区小幡町一丁目 1-20 中川区在宅サービスセンター内 中川区春田四丁目 119 プリマヴェーラ 1 階	352-8258 364-7273	353-5879 364-7271	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
	港区東部いきいき支援センター	港区港栄二丁目 6-32 港区在宅サービスセンター内	651-0568	651-1167	稲永、大手、港栄、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
港	港区西部いきいき支援センター 分室	港区豊政町 6 丁目 40 港区知多二丁目 2215 レーブエル 1 階	381-3260 309-7411	381-3261 309-7412	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明徳
	南区北部いきいき支援センター 分室	南区桜台一丁目 1-25 桜ビル 1 階 南区明治二丁目 32-14 氷室AKマンション 1 階	811-9377 698-7370	811-9387 698-7380	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道徳、豊田、明治、呼続
南	南区南部いきいき支援センター	南区前浜通 3 丁目 10 南区在宅サービスセンター内	819-5050	819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠森
	守山区東部いきいき支援センター 分室	守山区小幡南一丁目 24-10 守山区在宅サービスセンター内 守山区吉根南 1401	758-2013 736-0080	758-2015 736-0081	天子田、大森、大森北、小幡、上志段味、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
守山	守山区西部いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目 411	758-5560	758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
	緑区北部いきいき支援センター 分室	緑区鳴子町一丁目 7-1 緑区在宅サービスセンター内 緑区徳重五丁目 625 アーパシティ幸 1 階	899-2002 877-9001	891-7640 877-8841	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
緑	緑区南部いきいき支援センター	緑区左京山 3038	624-8343	624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
	名東区北部いきいき支援センター 分室	名東区上社一丁目 802 名東区在宅サービスセンター内 名東区明が丘 124-2 ami ami annex 2 階	726-8777 771-7785	726-8775 771-7702	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓬来
名東	名東区南部いきいき支援センター	名東区にじが丘 2 丁目 7 アーバンフレッドヶ丘西 2 号棟	720-6121	720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
	天白区東部いきいき支援センター 分室	天白区原一丁目 301 天白区在宅サービスセンター内 天白区原五丁目 1303 三和シャトー 1 階	809-5555 808-5400	385-8451 808-5322	相生、植田、植田北、植田東、植田南、たかしま、原、平針、平針北、平針南
天白	天白区西部いきいき支援センター	天白区大坪二丁目 604	839-3663	839-3665	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根

8. 名古屋市はち丸在宅支援センター(在宅医療・介護連携支援センター/在宅医療支援センター)

所在地	電話	FAX
東区東桜 1-4-3 大信ビル 2 階	971-0874	971-0875

名古屋市公式ウェブサイト

<https://www.city.nagoya.jp/>